

各 位

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金等に関するお知らせ

平素は、市政の推進に格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に関しまして、大阪府において、第6期 営業時間短縮等協力金（6/1～6/20 要請分）の受付開始を7月1日からとすることが決定されました。

これに伴い、本市における上乗せ協力金の受付も同様の取り扱いといたしますので、次のとおり、お知らせさせていただきます。

また、大阪市水道局において、飲食店等への水道料金等の特例減免を行っておりますので、あわせてお知らせさせていただきます。

ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 第6期 営業時間短縮等協力金（要請期間：6月1日～20日）

(1) 申請受付開始日

令和3年7月1日（木）から受付開始（令和3年8月11日（水）まで）

(2) 申請要件

期間中、要請を順守していること。感染防止ステッカーを導入していること等

(3) 申請方法

申請は、下記の大阪府ホームページで受け付けます。

酒類提供飲食店への上乗せ額の申請は、府協力金の申請後に大阪市ホームページで受け付けます（ご案内が表示されます）。

大阪府 コロナ協力金 第6期

検索

2 水道料金及び下水道使用料の特例減免制度（令和3年1月～3月検針分の水道料金等）

大阪市水道局と給水契約があり、次の①又は②に該当する方が対象となります。

① 酒類を提供している飲食店等

② 酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー・管理会社等

※その他詳細については、大阪市水道局からのお知らせをご覧ください。

(お問合せ先)

【要請に関すること】 電話 06-7178-1398（土・日・祝日以外 9時30分～17時30分）

【大阪府協力金に関すること】 電話 06-7166-9987（土・日・祝日以外 9時～18時）

【上乗せ協力金に関すること】 電話 06-6654-3553、06-6655-0711、06-6655-0820

（日・祝日以外 9時～17時30分）

【水道料金等減免制度に関すること】 電話 06-7178-1326（土・日・祝を除く、9時～17時30分）

(送信元)

大阪市経済戦略局産業振興課

電話 06-6615-3781